

雨水流出抑制施設の設置協議について

今回の計画は横浜市開発事業の調整等に関する条例に該当しますか？

該当します

条例で雨水流出抑制施設の設置が必要な区域ですか？ 次の方法でご確認ください。

必要な区域

◆ホームページで確認する場合

「雨水流出抑制施設設置解除区域」（設置不要な区域）の町名表示 (PDF: 525KB)

※上記での判断が難しい場合、区画整理事業区域などの既設雨水調整池の流入区域における計画などは河川管理課(協議指導担当)窓口へご確認ください。

不要な区域

該当しません

☆雨水流出抑制施設の設置協議が必要となります。

※上記の設置解除区域内や、区画整理事業区域内の二次開発等で十分な貯留量を有する既設雨水調整池がある場合は、「雨水流出抑制施設の設置協議」は不要となります。

今回の計画地は、特定都市河川流域ですか？ 次の方法でご確認ください。

はい

◆ホームページで確認する場合

「特定都市河川流域図（鶴見川）」 (PDF: 3,461KB)

「特定都市河川流域図（境川）」 (PDF: 10,807KB)

※上記での判断が難しい場合は、河川管理課(協議指導担当)窓口へご確認ください。

いいえ

☆特定都市河川浸水被害対策法(H16.5.15 施行)に基づき雨水流出抑制施設の設置を義務付けられる場合があります。

別途、河川管理課(協議指導担当)窓口へご確認ください。
(本法律と開発調整条例どちらも該当する場合、両方の基準を満たす施設が必要になります。)

雨水流出抑制施設の設置は不要です。

ただし、下水管の流下能力が不足している場合には、遊水池等の設置を求められる場合があります。

→下水道河川局管路保全課(開発調整担当)へご確認ください。

◆開発事業区域面積に応じて設置する雨水流出抑制施設が異なります。(開発調整条例)

開発事業区域面積	雨水流出抑制施設の種類
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	・雨水浸透施設（雨水浸透ます等）
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	・雨水調整池（開発事業区域面積から対策貯留量を求めます） ※条件が整えば次の施設に代えることができます。 ・雨水貯留施設、雨水浸透施設（雨水浸透ます等）
3,000 m ² 以上	・雨水調整池（開発事業区域面積から対策貯留量を求めます）

※当該地に既設の雨水流出抑制施設がある場合は別途手続が必要になりますので、河川管理課(協議指導担当)へご確認ください。